

目 次

条 例	ページ
9 新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	1
10 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例 の一部を改正する条例	3
11 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例	3
12 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	4
13 新潟県交通災害共済条例の一部を改正する条例	4
規 則	
13 新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	6
14 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則 の一部を改正する規則	6
15 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則	8
16 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等 に関する条例施行規則の一部を改正する規則	8
訓 令	
5 新潟県市町村総合事務組合職員服務規程の一部改正	9
公 告	
決算の要領について	13
(平成 21 年度一般会計)	14
(平成 21 年度職員退職手当支給事業特別会計)	15
(平成 21 年度非常勤職員公務災害補償等事業特別会計)	16
(平成 21 年度消防団員等公務災害補償事業特別会計)	16
(平成 21 年度消防賞じゅつ金等支給事業特別会計)	17
(平成 21 年度交通災害共済事業特別会計)	18

条 例

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成 22 年 7 月 21 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合条例第9号

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成16年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削り、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第3条の見出しを「（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）」に改め、同条第1号中「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第4号中「当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員」を「3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第5号中「再度の」を削る。

第5条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、各号を削る。

第9条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削る。

第10条第1号中「育児短時間勤務」の次に「（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）」を加え、「第13条第2号」を「第13条第1号」に改め、同条第4号中「第13条第3号」を「第13条第2号」に改め、同条第5号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員」を「3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第13条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第20条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」に改め、各号を削る。

第21条第1項中「部分休業」の次に「（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日前に改正前の新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第10条第5号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第10条第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成 22 年 7 月 21 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合条例第 10 号

新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 16 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 1 項及び第 2 項中「（職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第 2 項において同じ。）」を削る。

第 9 条第 4 項中「前 3 項」を「前 4 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 管理者は、3 歳に満たない子のある職員が規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第 8 条第 2 項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を早出遅出勤務開始日とする改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条の 3 の規定による請求、同条例第 9 条第 2 項の規定による請求又は施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする同条第 3 項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成 22 年 7 月 21 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合条例第 11 号

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例
新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例(平成 16 年条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 26 条第 7 項及び第 8 項中「第 38 条第 1 項各号のいずれか」を「第 38 条第 1 項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第 11 項第 2 号中「家族」を「親族」に改め、同項第 4 号中「第 56 条の 2 第 3 項」を「第 56 条の 3 第 3 項」に改め、同条第 14 項第 1 号中「第 56 条の 2 第 1 項第 1 号イ」を「第 56 条の 3 第 1 項第 1 号イ」に改め、同項第 2 号中「第 56 条の 2 第 1 項第 1 号ロ」を「第 56 条の 3 第 1 項第 1 号ロ」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 26 条第 7 項及び第 8 項の規定は、平成 22 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

2 適用日前に新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例第 2 条に規定する職員（同条例第 4 条第 3 項の規定により職員とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）であった者であって、退職の日が適用日前であるもの及び適用日の前日において職員であって、適用日以後引き続き職員であるものに対する改正後の第 26 条第 7 項及び第 8 項の規定の適用については、なお従前の例による。

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成 22 年 7 月 21 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合条例第 12 号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成 16 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 7 項第 1 号中「若しくは第 4 号」を「、第 5 号若しくは第 10 号」に改め、同項第 2 号中「第 4 条第 2 項第 3 号」の次に「、第 8 号、第 9 号又は第 13 号」を加える。

附 則

この条例は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

新潟県交通災害共済条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成 22 年 7 月 21 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合条例第 13 号

新潟県交通災害共済条例の一部を改正する条例

新潟県交通災害共済条例（平成 16 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項中「10 等級」を「12 等級」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

共済見舞金等級表

等級	災害の程度	金額
1 等級	死亡	1,500,000 円
2 等級	身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の等級区分 1 級の傷害又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に規定する障害等級 1 級に該当する障害で常に他人の介護を要するもの	1,500,000 円
3 等級	身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号の等級区分 2 級の傷害又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する障害等級 1 級に該当する障害	1,000,000 円
4 等級	入院 35 日以上を含む実治療日数 100 日以上の傷害	500,000 円
5 等級	入院 31 日以上を含む実治療日数 90 日以上の傷害	450,000 円
6 等級	入院 27 日以上を含む実治療日数 80 日以上の傷害	400,000 円
7 等級	入院 23 日以上を含む実治療日数 70 日以上の傷害	350,000 円
8 等級	入院 19 日以上を含む実治療日数 60 日以上の傷害	300,000 円
9 等級	入院 15 日以上を含む実治療日数 50 日以上の傷害	250,000 円
10 等級	入院 11 日以上を含む実治療日数 40 日以上の傷害	200,000 円
11 等級	入院 7 日以上を含む実治療日数 30 日以上の傷害	150,000 円
12 等級	入院 3 日以上を含む実治療日数 20 日以上の傷害	100,000 円
13 等級	入院通院の実治療日数 19 日以上の傷害	70,000 円
14 等級	入院通院の実治療日数 16 日以上の傷害	60,000 円
15 等級	入院通院の実治療日数 13 日以上の傷害	50,000 円
16 等級	入院通院の実治療日数 10 日以上の傷害	40,000 円
17 等級	入院通院の実治療日数 7 日以上の傷害	30,000 円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の新潟県交通災害共済条例の規定は、平成 23 年 4 月 1 日以後の交通災害について適用し、平成 23 年 3 月 31 日以前の交通災害については、なお従前の例による。

規 則

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 22 年 7 月 21 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合規則第 13 号

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する規則（平成 16 年規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

第 3 条 削除

第 5 条第 1 項第 4 号を削る。

第 6 条第 1 号中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）」に改める。

第 8 条を次のように改める。

第 8 条 削除

第 12 条後段を削る。

別記様式中

請求に係る子		請求する職員以外の子の親	
氏 名		氏 名	
続 柄		子の同居・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生年月日	年 月 日生	就 業 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

を

「

請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生年月日	年 月 日生

に改める。

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 22 年 7 月 21 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合規則第 14 号

新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 16 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 1 項第 1 号中「（その配偶者で当該子の親であるものが、次のアからウまでに掲げる場合のいずれにも該当する者である職員を除く。次号において同じ。）」を削り、同号アからウまでを削る。

第 8 条中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項から第 6 項までを 1 項ずつ繰り上げ、同条第 7 項中「第 5 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 8 項中「第 4 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 9 項を同条第 8 項とする。

第 8 条の 2 第 4 項及び第 8 項中「前条第 4 項」を「前条第 3 項」に改める。

第 9 条第 1 項中「第 9 条第 2 項」の次に「又は第 3 項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第 2 項の規定による請求に係る期間と同条第 3 項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第 9 条第 2 項中「同項」を「条例第 9 条第 2 項又は第 3 項」に改め、同条第 3 項中「同項」を「条例第 9 条第 2 項又は第 3 項」に、「講じる」を「講ずる」に改め、同条第 5 項中「第 8 条第 4 項」を「第 8 条第 3 項」に改め、「制限」の次に「の請求」を加え、同条第 6 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同条第 7 項中「同項の規定による請求」を「時間外勤務の制限の請求」に改め、同項第 2 号中「子が」の次に「、条例第 9 条第 2 項の規定による請求にあつては 3 歳に、同条第 3 項の規定による請求にあつては」を加え、同条第 9 項中「第 8 条第 4 項」を「第 8 条第 3 項」に改める。

第 10 条中「第 8 条第 1 項、第 5 項第 3 号及び第 4 号」を「第 8 条第 4 項第 3 号及び第 4 号」に、「前条第 6 項第 3 号及び第 4 号」を「前条第 6 項第 3 号」に、「第 8 条第 5 項第 1 号」を「第 8 条第 4 項第 1 号」に、「、「要介護者」を「「要介護者」に、「前条第 7 項第 1 号」を「前条第 6 項第 1 号」に、「同条第 8 項」を「同条第 1 項から第 3 項までの規定中「条例第 9 条第 2 項又は第 3 項とあるのは「条例第 9 条第 3 項」と、同条第 1 項中「ならない。この場合において、同条第 2 項の規定による請求に係る期間と同条第 3 項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第 7 項」に改める。

第 16 条第 1 項第 14 号中「含む」の次に「。以下この号において同じ」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「世話」の次に「又は疾病の予防を図るために必要なものとして管理者が定めるその子の世話」を、「5 日」の次に「（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあつては、10 日）」を加え、同項中第 20 号を第 21 号とし、第 15 号から第 19 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 14 号の次に次の 1 号を加える。

(15) 条例第 16 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の管理者が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において 5 日（要介護者が 2 人以上の場合にあつては、10 日）の範囲内の期間

第 16 条第 2 項中「同項第 17 号」を「同項第 18 号」に改め、同条第 3 項中「第 14 号」を「第 15 号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に使用された改正前の新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 16 条第 1 項第 14 号の休暇については、改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 16 条第 1 項第 14 号の休暇として使用されたものとみなす。

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 22 年 7 月 21 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合規則第 15 号

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則（平成 16 年規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 37 条第 1 項中「第 26 条第 14 項」を「第 26 条第 15 項」に、「第 56 条の 2 第 1 項第 1 号イ」を「第 56 条の 3 第 1 項第 1 号イ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 22 年 7 月 21 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合規則第 16 号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成 16 年規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3号の(4)中「せん孔、タイプ、電話交換、電信等の」を「電子計算機への入力を反復して行う」に、「手指のけいれん、手指、前腕等のけん、けんしょう若しくはけん周囲の炎症又は頸肩腕症候群」を「後頭部、けい部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害」に改め、同表第4号の(8)中「(7)」を「(8)」に改め、同号中(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)の次に次のように加える。

(7) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚

別表第1第6号の(1)中「の業務」の次に「、介護の業務」を加え、同表第7号の(9)中「肝血管肉しゅ」の次に「又は肝細胞がん」を加え、同号の(10)中「又は甲状腺がん」を「、甲状腺せんがん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ」に改め、同表中第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

8 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋こうそく、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、肺そく栓症、大動脈りゅう破裂（解離性大動脈りゅうを含む。）、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

9 人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病

別記様式非第10号の2の〔注意事項〕の4中、「56,710円」を「56,790円」に、「28,360円。）である月があるとき」を「28,400円。）であるとき」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1の規定は、平成22年7月1日から適用する。

訓 令

新潟県市町村総合事務組合訓令第5号

事務局

事務所

新潟県市町村総合事務組合職員服務規程（平成16年訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成22年7月21日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

第7条第1項中「第8条の3第1項に規定する早出遅出勤務又は第9条第1項に規定する深夜勤務の制限若しくは同条第2項に規定する時間外勤務の制限」を「第8条の3第1項及び第2項に規定する早出遅出勤務並びに同条例第9条第1項から第4項までに規定する深夜勤務及び時間外勤務の制限」に改め、同条第2項中「第8条第7項、第8条の2第7項又は第9条第9項」を「第8条第6項、同規則第8条の2第7項又は同規則第9条第9項」に改める。

別記様式第2号及び別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第2号 (第7条関係)

早出遅出勤務・深夜勤務制限・時間外勤務制限請求書

請求年月日 年 月 日	
承認権者 様	
次のとおり <input type="checkbox"/> 養育 <input type="checkbox"/> 介護 のため <input type="checkbox"/> 早出遅出勤務 <input type="checkbox"/> 深夜勤務の制限 <input type="checkbox"/> 時間外勤務の制限 (勤務時間条例第9条 第2項 <input type="checkbox"/> 第3項) を請求します。 請求者 所属 職名・氏名 印	
1 請求に係る子又は要介護者	氏 名 続柄 生 年 月 日 年 月 日 日生 (<input type="checkbox"/> 出産予定日) 養子縁組の効力が生じた日 年 月 日
2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 深夜において就業している <input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である <input type="checkbox"/> 産前6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)又は産後8週間以内である
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容	
4 請求に係る期間	早出遅出勤務 年 月 日から <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 深夜勤務の制限 年 月 日まで <input type="checkbox"/> その他 () 時間外勤務の制限 年 月 日から <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 月 (12月に満たないものに限る。)
5 請求に係る早出遅出勤務の始業及び終業の時刻並びに当該時刻とする理由	時 分 始業 【理由】 時 分 終業
注	
1について ① 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に「出産予定日」を記入し、「出産予定日」の□にレ印を記入すること。 ② 「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。 2について ① この欄は、子を養育するための深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入すること。 ② 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。 3について この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。 4について 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために早出遅出勤務又は深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日に制限終了日として請求すること。 5について この欄の始業及び終業の時刻は、あらかじめ定められた早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻のうち、請求するものを記入すること。	

別記様式第3号 (第7条関係)

育児又は介護の状況変更届

年 月 日	
管理者 様	
所属 職名・氏名 印	
次のとおり <input type="checkbox"/> 早出遅出勤務 <input type="checkbox"/> 深夜勤務の制限 <input type="checkbox"/> 時間外勤務の制限 に係る <input type="checkbox"/> 子の養育 <input type="checkbox"/> 要介護者の介護 の状況について 変更が生じたので届け出ます。	
1 届出の事由	
(1) 養育の状況の変更	
<input type="checkbox"/> 子が死亡した <input type="checkbox"/> 職員の子でなくなった (<input type="checkbox"/> 離縁 <input type="checkbox"/> 養子縁組の取消し) <input type="checkbox"/> 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった <input type="checkbox"/> 子と同居しなくなった	
(2) 介護の状況の変更	
<input type="checkbox"/> 要介護者が死亡した <input type="checkbox"/> 要介護者と職員との親族関係が消滅した (消滅の理由:) <input type="checkbox"/> 同居しなくなった	
2 届出の事実が発生した日	
年 月 日	

別記様式第 10 号から別記様式第 13 号までを次のように改める。

別記様式第 10 号 (第 14 条関係)

年 月 日

管理者 様

所属課長

印

育 児 休 業 等 計 画 書

下記のとおり育児休業等計画書の提出がありましたので、進達します。

記

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例第 3 条第 4 号又は第 10 条第 5 号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認を請求する予定ですので、育児休業等の計画について提出します。			
なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。 年 月 日			
所 属 名		職 名・氏 名	印
1 請求の別	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務		
2 請求に係る子			
子の氏名		生年月日	年 月 日生
3 請求者の計画			
請求期間	年 月 日から 年 月 日まで		
再度の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
4 備 考			

注 1 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。

2 「請求期間」欄は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。

3 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。

4 変更の届出の場合は、1 から 3 までの記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。

別記様式第 11 号 (第 14 条関係)

年 月 日

管理者 様

所属課長

印

育 児 休 業 承 認 請 求 書

下記のとおり育児休業の承認(期間延長)の請求がありましたので、承認(期間延長)されるよう願います。

所 属 課 所 見	(代替職員の要否その他参考事項)
-----------	------------------

記

地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 2 項(第 3 条第 1 項)の規定により育児休業の承認(期間延長)を請求します。 年 月 日			
所 属 名		職 名・氏 名	印
請求に係る子	氏 名		
	続 柄		
	生年月日	年 月 日	
育児休業請求期間	年 月 日から 年 月 日まで		
延長の場 合	既承認期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	延長請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
理由等			

注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄及び生年月日を証明する書類(申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し)を添付すること。

2 請求に係る子以外に 3 歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から 57 日間に、職員(当該期間内に産後休暇(新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 16 条第 1 項第 6 号に掲げる場合における休暇をいう。)により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)は、その氏名、職員との続柄及び生年月日を、請求に係る子が養育の場合は、養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合は、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を理由等欄に記入すること。

3 再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長を請求する場合は、その理由を理由等欄に記入すること。

部分休業承認請求書

年 月 日

所属課長 様

職名・氏名



地方公務員の育児休業等に関する法律第 19 条第 1 項の規定により部分休業の承認を請求します。

請求に係る子	氏 名		
	続 柄		
	生 年 月 日	年 月 日	
託 児 の 態 様	<input type="checkbox"/> 託児施設 () <input type="checkbox"/> その他 () (託児時間: 時 分～ 時 分) (託児時間: 時 分～ 時 分)		
通 勤 時 間	時間 分 (託児先を経由する時間を含む。)		
請 求 期 間 及 び 時 間	期 間	時 間	時 間
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後 時 分～ 時 分
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後 時 分～ 時 分	
備 考			

注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄及び生年月日を証明する書類 (申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し) を添付すること。

2 部分休業の承認が職員の申請に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。

※所属課長記入欄

受理年月日	年 月 日	決裁年月日	年 月 日
決 裁 欄	事務局次長	課 長	担 当 者
			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認

(裏面)

月 日	承認を取り消された時間		時間数	請求者の印	所属課長の印	備 考
	午 前	午 後				
	時 分から	時 分から	時間 分			
	時 分まで	時 分まで	時間 分			
	時 分から	時 分から	時間 分			
	時 分まで	時 分まで	時間 分			
	時 分から	時 分から	時間 分			
	時 分まで	時 分まで	時間 分			
	時 分から	時 分から	時間 分			
	時 分まで	時 分まで	時間 分			
	時 分から	時 分から	時間 分			
	時 分まで	時 分まで	時間 分			
	時 分から	時 分から	時間 分			
	時 分まで	時 分まで	時間 分			
	時 分から	時 分から	時間 分			
	時 分まで	時 分まで	時間 分			
	時 分から	時 分から	時間 分			
	時 分まで	時 分まで	時間 分			
	時 分から	時 分から	時間 分			
	時 分まで	時 分まで	時間 分			

平成 21 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		52,121,000	49,571,135	49,571,135	0	0	△ 2,549,865
	1 負担金	52,121,000	49,571,135	49,571,135	0	0	△ 2,549,865
2 交付金		31,918,000	27,221,738	27,221,738	0	0	△ 4,696,262
	1 交付金	31,918,000	27,221,738	27,221,738	0	0	△ 4,696,262
3 使用料及び手数料		185,704,000	186,356,260	186,356,260	0	0	652,260
	1 使用料	185,704,000	186,356,260	186,356,260	0	0	652,260
4 財産収入		2,501,000	3,238,600	3,238,600	0	0	737,600
	1 財産運用収入	2,500,000	3,238,600	3,238,600	0	0	738,600
	2 財産売却収入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
5 繰入金		78,827,000	78,826,000	78,826,000	0	0	△ 1,000
	1 特別会計繰入金	78,826,000	78,826,000	78,826,000	0	0	0
	2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
6 繰越金		43,243,000	43,243,130	43,243,130	0	0	130
	1 繰越金	43,243,000	43,243,130	43,243,130	0	0	130
7 諸収入		3,635,000	5,797,128	5,797,128	0	0	2,162,128
	1 預金利子	101,000	33,100	33,100	0	0	△ 67,900
	2 弁償金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	3 雑入	3,533,000	5,764,028	5,764,028	0	0	2,231,028
8 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
歳入合計		397,950,000	394,253,991	394,253,991	0	0	△ 3,696,009

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 議会費		1,329,000	990,302	338,698	338,698
	1 議会費	1,329,000	990,302	338,698	338,698
2 総務費		285,721,000	254,804,565	30,916,435	30,916,435
	1 総務管理費	285,377,000	254,693,485	30,683,515	30,683,515
	2 監査委員費	344,000	111,080	232,920	232,920
3 事業費		49,418,000	42,481,149	6,936,851	6,936,851
	1 研修等事業費	49,418,000	42,481,149	6,936,851	6,936,851
4 積立金		50,000,000	50,000,000	0	0
	1 基金積立金	50,000,000	50,000,000	0	0

5 予備費		11,482,000	0	11,482,000	11,482,000
	1 予備費	11,482,000	0	11,482,000	11,482,000
歳出合計		397,950,000	348,276,016	49,673,984	49,673,984

歳入歳出差引残額 45,977,975 円
 翌年度繰越額 45,977,975 円

平成 21 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		8,017,039,000	7,550,831,486	7,550,831,486	0	0	△ 466,207,514
	1 負担金	8,017,039,000	7,550,831,486	7,550,831,486	0	0	△ 466,207,514
2 財産収入		177,280,000	177,282,972	177,282,972	0	0	2,972
	1 財産運用収入	177,279,000	177,282,972	177,282,972	0	0	3,972
	2 財産売却収入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
3 繰入金		5,019,937,000	2,610,537,000	2,610,537,000	0	0	△ 2,409,400,000
	1 基金繰入金	5,019,937,000	2,610,537,000	2,610,537,000	0	0	△ 2,409,400,000
4 繰越金		136,228,000	136,228,649	136,228,649	0	0	649
	1 繰越金	136,228,000	136,228,649	136,228,649	0	0	649
5 諸収入		28,202,000	28,201,284	28,201,284	0	0	△ 716
	1 延滞金、加算金及び過料	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	2 預金利子	2,942,000	2,942,912	2,942,912	0	0	912
	3 雑入	25,259,000	25,258,372	25,258,372	0	0	△ 628
歳入合計		13,378,686,000	10,503,081,391	10,503,081,391	0	0	△ 2,875,604,609

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 事業費		13,030,291,000	10,100,342,866	2,929,948,134	2,929,948,134
	1 退職手当事業費	13,004,574,000	10,074,625,866	2,929,948,134	2,929,948,134
	2 繰出金	25,717,000	25,717,000	0	0
2 積立金		245,393,000	245,393,000	0	0
	1 基金積立金	245,393,000	245,393,000	0	0
3 諸支出金		100,002,000	69,217,082	30,784,918	30,784,918
	1 雑支出	100,002,000	69,217,082	30,784,918	30,784,918
4 予備費		3,000,000	0	3,000,000	3,000,000
	1 予備費	3,000,000	0	3,000,000	3,000,000
歳出合計		13,378,686,000	10,414,952,948	2,963,733,052	2,963,733,052

歳入歳出差引残額 88,128,443 円
 翌年度繰越額 88,128,443 円

平成21年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		9,266,000	8,765,321	8,765,321	0	0	△ 500,679
	1 負担金	9,266,000	8,765,321	8,765,321	0	0	△ 500,679
2 財産収入		500,000	309,620	309,620	0	0	△ 190,380
	1 財産運用収入	500,000	309,620	309,620	0	0	△ 190,380
3 繰入金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	△1,000
4 繰越金		3,927,000	3,927,257	3,927,257	0	0	257
	1 繰越金	3,927,000	3,927,257	3,927,257	0	0	257
5 諸収入		2,000	0	0	0	0	△ 2,000
	1 預金利子	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	2 雑入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
歳入合計		13,696,000	13,002,198	13,002,198	0	0	△ 693,802

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 事業費		9,270,000	3,318,762	5,951,238	5,951,238
	1 非常勤職員公務災害補償等事業費	8,113,000	2,161,762	5,951,238	5,951,238
	2 繰出金	1,157,000	1,157,000	0	0
2 積立金		4,426,000	4,426,000	0	0
	1 基金積立金	4,426,000	4,426,000	0	0
歳出合計		13,696,000	7,744,762	5,951,238	5,951,238

歳入歳出差引残額 5,257,436 円

翌年度繰越額 5,257,436 円

平成21年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		918,119,000	918,119,479	918,119,479	0	0	479
	1 負担金	918,119,000	918,119,479	918,119,479	0	0	479
2 交付金		798,000,000	680,219,000	680,219,000	0	0	△ 117,781,000
	1 交付金	798,000,000	680,219,000	680,219,000	0	0	△ 117,781,000
3 財産収入		10,252,000	10,251,080	10,251,080	0	0	△ 920
	1 財産運用収入	10,251,000	10,251,080	10,251,080	0	0	80
	2 財産売却収入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000

4 繰入金		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
5 繰越金		6,700,000	6,700,105	6,700,105	0	0	105
	1 繰越金	6,700,000	6,700,105	6,700,105	0	0	105
6 諸収入		856,000	409,937	409,937	0	0	△ 446,063
	1 預金利子	855,000	409,937	409,937	0	0	△ 445,063
	2 雑入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
歳入合計		1,733,928,000	1,615,699,601	1,615,699,601	0	0	△ 118,228,399

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 事業費		1,716,977,000	1,582,280,885	134,696,115	134,696,115
	1 消防団員等事業費	1,699,040,000	1,564,343,885	134,696,115	134,696,115
	2 繰出金	17,937,000	17,937,000	0	0
2 積立金		16,950,000	16,950,000	0	0
	1 基金積立金	16,950,000	16,950,000	0	0
3 諸支出金		1,000	0	1,000	1,000
	1 雑支出	1,000	0	1,000	1,000
歳出合計		1,733,928,000	1,599,230,885	134,697,115	134,697,115

歳入歳出差引残額 16,468,716円

翌年度繰越額 16,468,716円

平成21年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		910,000	910,840	910,840	0	0	840
	1 負担金	910,000	910,840	910,840	0	0	840
2 財産収入		10,430,000	10,429,717	10,429,717	0	0	△ 283
	1 財産運用収入	10,429,000	10,429,717	10,429,717	0	0	717
	2 財産売払収入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
3 繰入金		30,000,000	0	0	0	0	△ 30,000,000
	1 基金繰入金	30,000,000	0	0	0	0	△ 30,000,000
4 繰越金		717,000	717,815	717,815	0	0	815
	1 繰越金	717,000	717,815	717,815	0	0	815

5 諸 収 入		2,000	0	0	0	0	△ 2,000
	1 預金利子	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	2 雑 入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
歳 入 合 計		42,059,000	12,058,372	12,058,372	0	0	△ 30,000,628

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 事 業 費		30,913,000	193,000	30,720,000	30,720,000
	1 消防賞じゅつ金費	30,720,000	0	30,720,000	30,720,000
	2 繰 出 金	193,000	193,000	0	0
2 積 立 金		11,145,000	11,145,000	0	0
	1 基金積立金	11,145,000	11,145,000	0	0
3 諸支出金		1,000	0	1,000	1,000
	1 雑 支 出	1,000	0	1,000	1,000
歳 出 合 計		42,059,000	11,338,000	30,721,000	30,721,000

歳入歳出差引残額 720,372 円

翌年度繰越額 720,372 円

平成 21 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠 損額	収入未 済額	予算現額と収入 済額との比較
1 会費収入		656,800,000	657,874,000	657,874,000	0	0	1,074,000
	1 会費収入	656,800,000	657,874,000	657,874,000	0	0	1,074,000
2 財産収入		57,863,000	57,886,138	57,886,138	0	0	23,138
	1 財産運用収入	57,862,000	57,886,138	57,886,138	0	0	24,138
	2 財産売却収入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
3 繰入金		616,285,000	616,284,500	616,284,500	0	0	△ 500
	1 基金繰入金	616,285,000	616,284,500	616,284,500	0	0	△ 500
4 繰越金		95,379,000	95,379,635	95,379,635	0	0	635
	1 繰 越 金	95,379,000	95,379,635	95,379,635	0	0	635
5 諸収入		204,000	547,629	222,563	0	325,066	18,563
	1 預金利子	202,000	207,629	207,629	0	0	5,629
	2 雑 入	2,000	340,000	14,934	0	325,066	12,934
歳 入 合 計		1,426,531,000	1,427,971,902	1,427,646,836	0	325,066	1,115,836

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 事業費		744,946,000	640,253,808	104,692,192	104,692,192
	1 交通災害共済事業費	711,124,000	606,431,808	104,692,192	104,692,192
	2 繰出金	33,822,000	33,822,000	0	0
2 積立金		680,985,000	680,985,000	0	0
	1 基金積立金	680,985,000	680,985,000	0	0
3 諸支出金		100,000	0	100,000	100,000
	1 雑支出	100,000	0	100,000	100,000
4 予備費		500,000	0	500,000	500,000
	1 予備費	500,000	0	500,000	500,000
歳出合計		1,426,531,000	1,321,238,808	105,292,192	105,292,192

歳入歳出差引残額 106,408,028 円

翌年度繰越額 106,408,028 円